

# 住民監査請求監査

(地方自治法第242条)

(平成25年12月)

東大阪市監査委員



東大阪監査公表第10号

平成25年12月25日

東大阪市監査委員 森 正 美  
同 牧 直 樹  
同 浜 正 幸  
同 山 崎 育 海

住民監査請求に係る監査結果について（公表）

地方自治法第242条第4項の規定に基づく住民監査請求（受付第876号）に係る監査結果を別紙のとおり公表します。



## **第1 監査の請求**

### **1 請求人**

(略)

### **2 請求書の提出**

平成 25 年 10 月 22 日

### **3 請求の要旨**

請求人より提出された請求の要旨は、次のとおりである。

#### 請求内容

「朝鮮学校へ交付された一部補助金の返還及び補助金交付要綱の廃止または必要な措置を求む」

#### その 1

平成 22 年度～24 年度の実績報告書を確認したところ実績報告での取引先である株式会社 [REDACTED] 商事（以下「(株) K商事」という。）（※資料ア）により輪転機の購入を繰り返すなど、多くの高額消耗品を購入しているが、（※資料イ）登記されている（株）K商事所在地「大阪市 [REDACTED]」を調べてみると該当するのは雑居ビル一棟のみであり、2012 年（平成 24 年）2 月 4 日及び 4 月 21 日に確認したところテナントとしての実態がなかった。（※写真資料ウ）

「(株) K商事」の商号をもつ大阪府大東市 [REDACTED] においても 2012 年（平成 24 年）1 月 28 日の確認では（※写真資料エ）民家のみであり実態が確認できなかった。

上記については外国人学校補助金交付要綱第 12 条（※資料カ）において実績報告の偽装にあたる。

#### その 2

東大阪市補助金等交付規則第 13 条の調査が不十分であり、高額品であってもレシート、領収書に書かれた購入品の品番と学校内にある実物との確認が行われていない為、補助金交付の根拠となる実績報告が機能していない。

以上の理由にて、市長が朝鮮学校に対して交付した補助金（※資料オ）のうち朝鮮学校が（株）K商事に支払っていた別添資料（※資料イ、キ）に記載する平成 24 年度に係る支出額 145 万 2,909 円を返還及び外国人学校補助金交付要綱第 13 条をもって、パブリックコメントを募集するなど

市民の意見を募り、同要綱を適切なもの、若しくは廃止にすることを求めます。

※今回の請求は、取引先現地調査及び撮影を行った時の取引状況はその時点では確認できない為、平成 25 年 8 月 22 日付けの公文書開示決定を受けて知ることとなり撮影日より一年以上経過することとなった。

#### 事実証明書一覧

##### ① (株) K 商事の商業登記簿謄本

(一般財団法人 民事法務協会インターネット登記情報提供サービスより)

##### ② 朝鮮初級学校の(株) K 商事への支払一覧(平成 22 年度、23 年度、24 年度)

##### ③ (株) K 商事所在地「大阪市 [REDACTED]」の現地写真資料 集合ポスト 2012 年(平成 24 年)4 月 21 日撮影 8 枚

##### ④ 「(株) K 商事」の商号をもつ大阪府大東市 [REDACTED] の現地写真資料 2012 年(平成 24 年)1 月 28 日撮影 4 枚

##### ⑤ 平成 24 年度支出命令書(開示請求にて)

##### ⑥ 東大阪市外国人学校補助金交付要綱

##### ⑦ 平成 24 年度初級学校・中級学校(教育振興費補助金及び教材費補助金) 計 4 枚(開示請求にて)

※なお、上記事実証明書②の中で、請求人が請求の要旨の中で記載している市への返還請求額 145 万 2,909 円の内訳が、スリッパ 84,000 円、輪転機 78 万 7,500 円、インク、マスター、用紙代 58 万 1,409 円であるとの表示がありました。

### 第 2 請求の受理

本件請求は、所定の要件を具備しているものと認め、平成 25 年 10 月 29 日付でこれを受理した。

### 第 3 監査の実施

本件請求について、地方自治法(以下「法」という。)第 242 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり監査を実施した。

## 1 監査対象事項

本件措置請求書により監査を求められた事項については、次の事項を監査対象とした。

(1) 所管課（教育委員会事務局学校管理部学事課（以下「学事課」という。））における外国人学校教育振興費補助金（初級学校分）及び教材費補助金（初級学校分）に係る事務の取扱いが外国人学校補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に沿って適切に行われているか、否か。

(2) 請求人が請求の要旨に掲げる「東大阪市外国人学校教育振興費補助金（初級学校分）」360万円及び「教材費補助金（初級学校分）」70万円の計430万円のうち、朝鮮初級学校が（株）K商事に支払っていたとする145万2,909円に係る取引の実態の有無、また、このことで本市に損害を及ぼしているか、否か。

なお、請求人は、本監査請求にあたり「要綱第13条をもって、パブリックコメントを募集するなど市民の意見を募り、同要綱を適切なもの、若しくは廃止すること。」を求めているが、住民監査請求の監査対象は、違法又は不当な財務会計上の行為により当該地方公共団体に損害を生じさせる行為、または財産の管理を怠る事実により損害を及ぼす行為などに限定されており、普通地方公共団体の首長が定める補助金交付要綱の是非については、職務権限外であり監査の対象とはしない。

## 2 監査対象部局

学事課を監査対象部局とした。

## 3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、本件請求人に対して平成25年11月11日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、証拠として以下の資料が追加で提出されるとともに請求人より陳述を受けた。

### 追加提出資料

- ① 東大阪市補助金等交付規則
- ② 情報公開制度により開示された資料「学校管理部学事課分」
- ③ 大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱

＜陳述要旨＞（請求人の陳述内容を要録している。）

### 住民監査請求に至った経緯

・前回、朝鮮学校に関して住民監査請求をした折に、情報開示請求で受け取ったレシート、領収書等の写しを調べたところ、輪転機等の高額商品の納入者が（株）K商事であると気づいた。取引業者の登記簿謄本をインターネットのWEBサイトで閲覧したところ、（株）K商事は外国人学校補助金交付要綱が運用され始めた平成20年8月に設立されていた。

また、会社の営業内容は登記簿謄本の目的欄の10では「上記各号に付帯する一切の事業」とあり、おおむね全ての事業があてはまることがなつており、通常の商形態で一つの会社でこなすのは不自然であると思った。

また、商業登記簿に記載している役員の氏名が朝鮮学校関係者のものと思えた。

・平成24年2月に（株）K商事の本店所在地に行ったところ、そこには商業ビル一棟があり、そのビルの各階の各部屋の表示名やビルの一階の入り口の集合ポストを確認したが（株）K商事の社名はなかった。

・また、大東市の所在地も確認したが、同所は民家の集合体であり、近隣に住んでおられる方に尋ねても、そのような事業をしている人には心当たりがないとのことであった。

・以上のことから、不正に領収書を発行するペーパーカンパニーの可能性、また取引実績があっても、取引業者が、ほかの会社から、購入費または購入費仲介料のようなものを上乗せして学校に販売する可能性や、レシートからわからない範囲で中古品を納入し、差額を学校に還元し、補助金を不正に受け取ることも可能である。

・補助金交付要綱もさることながら、補助金のあり方、この是非というものが各自治体で検討が行われている。東大阪市においても、市民の意見を広く取り入れて、まずは交付の是非から検討する必要があると考え住民監査請求を行うに至った。

### 4 関係人に対する事情聴取

法第199条第8項の規定に基づき、平成25年11月12日に学事課より事情聴取を行った。

## 第4 監査の結果

### 1 事実確認

監査対象事項について、監査対象部局より関係資料の提出を受けるとともに、本件関係者に対する事情聴取により次のことを確認した。

#### (1) 東大阪朝鮮初級学校について

学事課より提出を受けた資料により、東大阪朝鮮初級学校（以下「初級学校」という。）は、学校教育法第134条第1項に規定する各種学校として大阪府知事に認可されており、また、設置者は学校法人大阪朝鮮学園であることを確認した。

所在地

初級学校 東大阪市寺前町二丁目

#### (2) 平成24年度東大阪市外国人学校教育振興費補助金（初級学校分）及び平成24年度東大阪市外国人学校教材費補助金（初級学校分）について （※要綱は、平成25年10月16日に要綱の一部改正を施行し、教育振興費補助金と教材費補助金を一元化し、教育振興費補助金とする改正を行っていますが、ここでは平成24年度分の補助金の交付を行った当時の要綱の内容を記載しています。）

##### ①補助金の概要

東大阪市外国人学校教育振興費補助金（初級学校分）及び東大阪市外国人学校教材費補助金（初級学校分）（以下「本件補助金」という。）は、要綱に基づき交付するものである。

##### ②要綱の制定

学事課より「補助金の交付については、教育の振興並びに当該児童生徒の保護者の経済的負担軽減を図るため、教具・備品及び教材に要する経費の一部として初級学校へは昭和60年度より交付を行っている。本件補助金の交付に係る規定として要綱を制定し、平成19年4月1日より適用している。」との説明を受けた。

##### ③要綱の主な内容

###### ア 目的

第1条において、この要綱は、東大阪市在住の義務教育相当年齢の

児童生徒が就学している外国人学校に対し、予算の定めるところにより、補助金を交付することで、教育の振興並びに当該児童生徒の保護者の経済的負担軽減を図ることを目的としている。

#### イ 補助金の額

第5条において、補助金の交付金額は、予算の範囲内で毎年度定める額としている。

#### ウ 補助対象

第6条において、補助金の交付対象は、外国人学校が購入する教具・備品及び教材に要する経費の一部としている。

#### エ 交付の申請

第7条において、補助金の交付の申請をしようとする者は、教育振興費補助金交付申請書（様式第1-（1））又は教材費補助金交付申請書（様式第1-（2））を市長の指定する日までに提出しなければならないと規定しており、また、同条第2項では、前項の申請書には、次の書類を添付しなければならないとしている。

- (1) 教育振興費補助金事業計画書（様式第2-（1））又は教材費補助金事業計画書（様式第2-（2））
- (2) 教育振興費補助金収支予算書（様式第3-（1））又は教材費補助金収支予算書（様式第3-（2））

#### オ 交付の決定

第8条において、市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、その内容及びこれに付した条件を補助金の交付を申請した者に対し、教育振興費補助金交付決定通知書（様式第4-（1））又は教材費補助金交付決定通知書（様式第4-（2））により通知するものとするとしている。

#### カ 交付の請求

第11条において、補助金の交付の決定を受けた者は、教育振興費補助金交付請求書（様式第6-（1））又は教材費補助金交付請求書（様式第6-（2））に教育振興費補助金交付決定通知書（様式第4-（1））又は教材費補助金交付決定通知書（様式第4-（2））の写しを添えて、補助金の交付の決定を受けた日から起算して30日以内に市長に提出しなければならないとしている。

## キ 実績報告

第 12 条において、補助金の交付を受けた者は、補助事業の完了した日から起算して 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日のいずれかの早い日までに教育振興費補助金実績報告書（様式第 7-（1））又は教材費補助金実績報告書（様式第 7-（2））を市長に提出しなければならないと規定し、また同条第 2 項では前項の実績報告書には次の書類を添付しなければならないとしている。

（1）教育振興費補助金収支決算書（様式第 8-（1））又は教材費補助金収支決算書（様式第 8-（2））

（2）教育振興費補助金事業実績報告書（様式第 9-（1））又は教材費補助金事業実績報告書（様式第 9-（2））

④平成 24 年度東大阪市一般会計予算における本件補助金の予算計上について

平成 24 年度東大阪市一般会計予算書の（款）教育費（項）小学校費において、民族学校教育振興補助事業として 430 万円が予算計上されていることを、またその内訳は、大阪朝鮮学園教育振興補助金（初級学校分）で 360 万円、同教材費補助金（初級学校分）で 70 万円であることを確認した。

以上のことから初級学校に対する東大阪市（以下「市」という。）の本件補助金に関する予算総額は 430 万円であることを確認した。

⑤平成 24 年度の本件補助金の支出について

学事課より提出を受けた資料によると、初級学校から平成 24 年度の東大阪市外国人学校教育振興費補助金（以下「教育振興費補助金」という。）の交付申請書、同事業計画書及び同収支予算書が提出され、市は平成 24 年 12 月 13 日に交付決定を行い、これを初級学校に通知した。

初級学校から提出された同補助金交付請求書を受けて、市は同年 12 月 13 日に 360 万円の支出命令を行っていることを確認した。

また、初級学校から平成 24 年度の東大阪市外国人学校教材費補助金（以下「教材費補助金」という。）の交付申請書、同事業計画書及び同収支予算書が提出され、市は平成 24 年 12 月 13 日に交付決定を行い、これを初級学校に通知した。初級学校から提出された同補助金交付請求書を受けて、市は同年 12 月 13 日に 70 万円の支出命令を行っていることを確認した。

⑥平成 24 年度の本件補助金に対する実績報告書等の提出について

学事課より提出を受けた資料によると、平成 24 年度の教育振興費補助金（初級学校分）に関して、初級学校から平成 25 年 4 月 10 日に教育振興費補助金実績報告書、同収支決算書及び同事業実績報告書が提出され、また、同事業実績報告書には経費の支出を確認するための領収書の写しが添付されていることを確認した。

平成 24 年度分の収支決算及び事業実績は、次のとおり報告されていることを確認した。

#### 平成24年度教育振興費補助金 収支決算書（初級学校）

(単位：円)

##### 収入

項目	決算額	内容説明
事業費	500,000	教育会運営費
東大阪市補助金	3,600,000	教育振興費補助金
合計	4,100,000	

##### 支出

項目	決算額	補助金充当額
教具費	1,974,297	3,600,000
備品費	2,189,710	
合計	4,164,007	3,600,000

#### 平成24年度教育振興費補助金 事業実績報告書（初級学校）

(単位：円)

項目	説明	金額	購入期間
教具費	黒板取替	506,488	2012. 4. 1～ 2013. 3. 31
	遊具代（スペリ台ほか）	919,845	
	舞踏衣装	236,200	
	子供用チャンゴ（打楽器）購入	126,000	
	バレーボール部ユニホーム・ドッジボール・サッカーボール代	101,400	
	電子ピアノ	84,364	
	（小計）	1,974,297	
備品費	多目的ホール床取替え費用	1,208,500	
	輪転機	787,500	
	スリッパ	84,000	
	多目的ホール カラーテレビ	56,800	
	教室ガラス修理、ピアノ調律	52,910	
	（小計）	2,189,710	
	合計	4,164,007	

※初級学校から提出のあった、収支決算書及び事業実績報告書には、支出金額は 416 万 3,927 円と記載されているが、監査委員事務局職員が検算、また添付する領収書の写しと同報告書等記載の金額と照合した結果、416 万 4,007 円が支出金額であったので、この表には合計金額等を補正して記載した。

また、平成 24 年度教材費補助金（初級学校分）に関しては、初級学校より教材費補助金実績報告書、同収支決算書及び同事業実績報告書が提出され、また同事業実績報告書には、経費の支出を確認するための領収書の写しが添付されていることを確認した。

平成 24 年度の収支決算及び事業実績は、次のとおり報告されていることを確認した。

#### 平成24年度教材費補助金 収支決算書（初級学校）

(単位：円)

##### 収入

項目	決算額	内容説明
事業費	600,000	教育会運営費
東大阪市補助金	700,000	教材費補助金
合計	1,300,000	

##### 支出

項目	決算額	補助金充当額
教材費	701,730	700,000
消耗品費	581,409	
合計	1,283,139	700,000

#### 平成24年度教材費補助金 事業実績報告書（初級学校）

(単位：円)

項目	説明	金額	購入期間
教材費	図書購入費	701,730	2012. 4. 1～
消耗品費	事務用品	581,409	2013. 3. 31
	合計	1,283,139	

(備考) 図書は、学生雑誌1～3年生用（仲良し）・4～6年生用（ひまわり）で1か月分70,173円の10か月分

事務用品は、印刷機のマスター、インク及びコピー用紙代

⑦本件補助金に係る事業実績報告書への領収書の写しの添付について

学事課より「初級及び中級学校両校に対し報告書への領収書の写しの添付を指導し、平成 22 年度本件補助金事業実績報告書より領収書の写しの添付が行われている。」との説明があり、領収書の写しが添付されていることを確認した。

また、多目的ホールの床取替えの施工状況や、スベリ台、雲梯などの大型遊具を新設したものについて、写真が添付されていた。

(3) 初級学校における本市内在住の児童数の推移について

学事課より提出を受けた資料により、初級学校における平成 24 年度の市内在住の児童数を確認したところ、95 人であり、平成 24 年 1 月に公表した住民監査請求監査結果報告書（以下「前回報告書」という。）に記載する在籍児童数 101 人より 6 人減少していた。

東大阪朝鮮初級学校 児童数（東大阪市内在住者）

（単位：人）

学校名 \ 年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
東大阪朝鮮初級学校	164	157	144	141	139	122	121	115	110	104	101	95

(4) 学事課に対する事情聴取について

①本件補助金に関する積算根拠について

学事課より、「前回報告書において、監査委員より「本件補助金に係る積算根拠を早急に構築されるとともに、今回の監査結果を踏まえ本件補助金の適正な執行に努められたい。」との意見があり、これを受け、外国人学校に対する補助金の積算根拠について平成 24 年度から検討に入り、平成 25 年度以降の補助金交付の際には、要綱に積算根拠を明記し、その要綱に基づき交付をしたいと考えている。」との説明があり、本年 10 月 16 日付けで一部改正を行った要綱（以下「改正要綱」という。）の提出があった。

その主な改正点は、要綱第 4 条で従来、「教育振興費補助金」と「教材費補助金」と区分していたものを「教育振興費補助金」に一元化し、内訳は「管理固定経費」と「管理変動経費」とし、児童生徒数の増減に応じて「管理変動経費」の交付額を年度ごとに決定するとの説明であったが、平成 25 年度の補助金の交付が平成 25 年 11 月末現在未執行であり、改正要綱の運用はまだ行われてはいない。

②本件補助金の実績報告に対する審査について

請求人より、補助金等交付規則第 13 条の調査が不十分であり高額商品であってもレシート、領収書に書かれた購入品の品番と学校内の実物確認が行われていない為、補助金交付の根拠となる実績報告が機能していないとの主張について見解を求めたところ、「実績報告書に関しては、1 件ごとの実物確認は行っていないが、個別案件として、領収書の内容に疑問を感じ

たものに関しては、各要件ごとに学校の担当者に確認を行っている。

また、平成 23 年度より外国人学校に対して、直接訪問を行い代表者に対して、面談を行っている。今後とも必要に応じて、代表者への面談や学校の担当者への確認などを徹底してまいりたい。」との説明を受けた。

#### (5) (株) K 商事の所在地確認について

(株) K 商事の本店所在地とされる大阪市内の商業ビル及び商業登記簿謄本記載の大東市の連絡先住所を、平成 25 年 11 月 29 日に監査委員事務局職員が訪問し確認をしたが、請求人が主張する商業ビルや民家の家屋はあったものの(株) K 商事の商号が記された看板類等はなく事務所の存在はわからなかった。

#### (6) 初級学校に対する実地調査について

平成 25 年 12 月 3 日に初級学校に対し、学事課職員及び監査委員事務局職員が訪問し、実地調査を行うとともに、校長及び学校事務職員から事情聴取を行った。

#### (7) (株) K 商事に対する事情聴取について

学事課から提出を受けた資料のうち、初級学校からの事業実績報告書に添付されていた(株) K 商事発行の領収書に電話番号が記載されていたので、監査委員事務局職員が平成 25 年 12 月 12 日に電話をした。そして、

(株) K 商事代表者より会社は、大阪市 [ ] から所在地を移し、現在は、大東市 [ ] が会社の場所であることを確認した。

## 2 判 断

(1) 所管課（学事課）における教育振興費補助金（初級学校分）及び教材費補助金（初級学校分）に係る事務の取扱いが要綱に沿って適切に行われているか、否かについて判断する。

本件補助金の性格については、要綱第 1 条に掲げられているとおり、本市内在住の義務教育相当年齢の児童生徒が就学している外国人学校に対し、予算の定めるところにより、補助金を交付することで、教育の振興並びに当該児童生徒の保護者の経済的負担軽減を図ることを目的としている。ま

た、補助対象としては、要綱第 6 条に規定しているように外国人学校が購入する教具・備品及び教材に要する経費の一部に限定している。

①平成 24 年度の本件補助金の交付について

平成 24 年度分の本件補助金については、平成 24 年度一般会計予算に計上され、平成 24 年 3 月 30 日に東大阪市議会第 1 回定例会において議決され成立している。

また、要綱第 7 条に規定する補助金の交付申請に関し、初級学校より本件補助金交付申請書、同事業計画書、同収支予算書が市に提出され、市は、平成 24 年 12 月 13 日に本件補助金の交付決定を初級学校に通知している。

なお、本件補助金の交付金額については、要綱第 5 条の規定のとおり予算の範囲内で決定している。

また、本件補助金の交付決定通知を受けた初級学校は本件補助金交付請求書を市に提出し、市は平成 24 年度の本件補助金 430 万円を支出した。

②平成 24 年度における本件補助金の実績報告について

要綱第 12 条に規定する実績報告に関し、初級学校から平成 25 年 4 月 10 日に本件補助金実績報告書、同収支決算書及び同事業実績報告書並びに経費の支出を確認するための領収書の写しが市に対し提出されている。

以上のことから、補助金の交付及び同事業の実績報告については、要綱の手続きに沿って適切に行われているものと判断できる。

(2) 請求人が請求の趣旨に掲げる、教育振興費補助金（初級学校分）360 万円及び教材費補助金（初級学校分）70 万円の計 430 万円のうち、初級学校が（株）K 商事に支払っていたとする 145 万 2,909 円に係る取引の実態の有無、また、そのことで本市に損害を及ぼしているか、否かについて判断する。

平成 25 年 12 月 3 日、初級学校に学事課職員及び監査委員事務局職員が訪問し実地調査した内容は次のとおりである。

①スリッパ

スリッパについては、事業実績報告書に添付されていた領収書から、平成 24 年 4 月に購入し、同年 4 月 25 日に（株）K 商事に代金 84,000 円（消費税等込）が支払われている。内訳は、1 足 800 円で 100 セットである。

実地調査の当日は、購入日から、既に 1 年 6 か月以上が経過しており、

スリッパは日常的に使用するものであることから購入当時の状況を確認することは困難であったが、材質は抗菌レザーを使用したもので、WEB サイトで同等品の参考標準価格が 830 円であることから過剰な価格ではないものと考える。

## ②輪転機

初級学校において輪転機を確認した結果、輪転機は、理想科学工業株式会社製のリソグラフ SD5430 であった。輪転機は、同校 1 階にある職員室に設置されており、事業実績報告書に添付された納品書及び領収書から平成 24 年 12 月 3 日に（株）K 商事から納入され、同年 12 月 21 日に代金が支払われていることがわかった。なお、納品書記載の商品名と輪転機の商品名は一致していた。

事業実績報告書記載の金額は、輪転機本体及びオプションの架台を併せて 78 万 7,500 円（消費税等込）であり、メーカーの WEB サイトで本体価格が 89 万円、専用架台が 35,000 円と表示されており、過剰な価格ではないものと考える。

学校長に使用実態を確認したところ、「主に児童の教材やテスト用紙の印刷を行っており、月に数千枚は印刷している。学校での使用であり機械の消耗は比較的早い。」との回答があった。

なお、学校事務職員に、輪転機の保証書の提示を求めたが、「管理ができていない。」との回答であり、保証書の確認ができなかった。また、備品台帳は備え付けているのかとの質問については、「学園の方からも指導をされているが、まだ備品台帳は整備されていない。」との回答があった。



(職員室に設置された印刷機（リソー SD5430）)

### ③インク、マスター、用紙

インク、マスター、用紙（コピー用紙）については、事業実績報告書に添付されていた領収書から下記の時期に購入されていることを確認した。

東大阪朝鮮初級学校が購入したインク、マスター、用紙について（教材費補助金分）

（単位：円）

領収書記載の年月日	物 品 名	金 額
平成 24 年 4 月 20 日	インク、マスター、用紙代（3月分）	79, 649
平成 24 年 5 月 11 日	インク、マスター、用紙代（4月分）	75, 153
平成 24 年 6 月 8 日	用紙代（5月分）	32, 186
平成 24 年 7 月 13 日	インク、マスター、用紙代（6月分）	83, 846
平成 24 年 8 月 6 日	インク、用紙代（7月分）	49, 223
平成 24 年 10 月 5 日	用紙代（9月分）	22, 740
平成 24 年 11 月 9 日	用紙代（10月分）	19, 920
平成 24 年 12 月 14 日	インク、マスター、用紙代（11月分）	71, 967
平成 25 年 1 月 8 日	用紙代（12月分）	25, 930
平成 25 年 2 月 8 日	インク、マスター代（1月分）	45, 772
平成 25 年 3 月 6 日	インク、マスター、用紙代（2月分）	75, 023
		581, 409

上記のとおり、ほぼ毎月ごとに（株）K商事より購入が行われており、1か月当たり最大で 83, 846 円から最少は 19, 920 円の支払いであるが、児童等への教材等の配付物の印刷に伴う消耗品代であり、過剰な価格ではないものと考える。

#### ④学校関係者からの事情聴取について

##### (株) K商事について

学校長に対し、(株) K商事のことを確認すると、「過去5年程度、同社を利用している。」との回答があった。

また、学校事務職員に対し、(株) K商事への注文方法を確認したところ、「職員室の教員が消耗品の不足の都度、電話で注文を行ったり、私が確認のためファックスで注文依頼書を送信したりして、商品の納品に来てもらっている。」との回答があった。

また、(株) K商事の電話番号を尋ねたところ、学事課より提出を受けた事業実績報告書に添付されている領収書に記載の電話番号と同一の回答があった。

以上のことから、初級学校における実地調査の結果、輪転機等の実物が確認できたこと、また、(株) K商事代表者及び初級学校関係者からの事情聴取の内容を勘案すると、請求人が主張する本件取引の実態がないとの事実認定はできない。よって、本市に損害を及ぼしているとはいえず、また、東大阪市長に対し既に交付済みの補助金のうち145万2,909円分の交付決定の取消しを求めるとの判断には至らない。

### 3 結 論

上記の判断から、請求人の主張には理由がないので請求を棄却する。

### 第5 意 見

平成23年度以降、学事課では、初級学校等に対して直接訪問し、代表者と面談を行っており、また、領収書の内容に疑問を感じたものについては、学校の担当者に聞き取りをしていること、また、今回提出のあった事業実績報告書には、領収書に加えて教室の床の取替えの施工状況や校庭内の大型遊具（スベリ台、雲梯）の設置状況の写真が添付されていたことは評価するところです。しかし、今回の監査において指摘しているとおり、教育振興費補助金の収支決算書や事業実績報告書の支出金額の記載に誤りが発見されるなど、やや審査に慎重さが欠けるようにも見受けられます。

市民の貴重な税財源を活用した補助事業であり、審査を行う担当課におい

ては、補助金等交付規則第13条及び第15条の規定の趣旨を十分に踏まえ、補助金交付対象団体が購入した物品の価格調査や現地での現物確認など、規則、要綱に則った、より厳正な審査・調査を徹底されるよう強く求めます。

また、初級学校において、備品台帳の整備が行われていなかったことが同校における実地調査によりわかりました。補助金の交付団体に対しては、高額備品の適切な管理を行うよう、また、高額備品でリース契約できるものは、その手法の検討など、補助事業の範囲の中で、より効率的な補助金の活用について、今後、適切な指導が進められることを求めるます。

さらに、前回報告書において指摘した本件補助金の積算根拠は、既に整備をされていますが、本件監査の過程の中で、少子化傾向のもと本市在住の在籍児童数の減少傾向が見受けられましたので、本件補助金交付要綱第13条の趣旨も踏まえ、本事業について更に精査をされるよう要望いたします。